

平成 23 年 8 月 31 日  
住宅局住宅生産課

## 住宅瑕疵担保責任保険法人「たてもの株式会社」に対する行政処分について

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号。以下「法」という。）に基づく住宅瑕疵担保責任保険法人であるたてもの株式会社に対して、法第 28 条第 1 項の規定による報告徴収によって把握した事実に基づき、本日、下記のとおり行政処分を行いましたので、お知らせします。

### 記

1 たてもの株式会社（以下「当社」という。）に対し、法第 28 条第 1 項の規定に基づき財産の状況に関して報告を求めたところ、当社は、債務超過状態であるとの事実が認められた。

このような状況は、法第 30 条第 2 項第 1 号に規定する「保険等の業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき」に該当するものと認められる。

2 このため、本日、当社に対し、法第 30 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり保険等の業務の一部の停止を命ずるとともに、法第 27 条の規定に基づき、下記のとおり措置を講じるよう命じた。

#### （1）業務停止命令

平成 23 年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの間、次に掲げる保険等の業務の停止。

- ① 法第 19 条第 1 号の住宅瑕疵担保責任保険契約及び同条第 2 号の保険契約の申込の受理
- ② 保険料の請求及び収納
- ③ 現場検査を実施していない保険申込住宅に係る現場検査料の請求及び収納
- ④ 現場検査料を収納していない保険申込住宅に係る現場検査

#### （2）監督命令

- ① 保険等の業務の停止命令について、保険契約者等に対し、周知徹底を行うとともに、保険契約者等に適切に対応すること。
- ② 保険契約者等の間における公平に配慮しつつ、その保護に万全を期すること。
- ③ 財産を不当に費消する行為は行わないこと。

#### <問い合わせ先>

国土交通省住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室

課長補佐 村上、山口

TEL 03-5253-8111（内線 39454、39447）